

平成24年第11回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成24年10月25日 火曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎1階会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

2番 下地 泰斗 委員 3番 棚原文 男 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を要する農地等の買受適格証明願いについて

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 土地改良法第52条第8項の規定による大代原地区及び入江西地区土地改良事業本換地計画に対する同意について

平成24年第11回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成24年10月25日 火曜日 14時03分 から 16時13分
2. 開催場所 上野庁舎1階会議室
3. 出席委員 (26人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (4人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	仲間末司		×	11	玉元正助		○	21	長崎次登		○
2	下地泰斗		○	12	本村弘幸		○	22	久貝安男		○
3	棚原文男		○	13	久貝正吉		○	23	砂川博克		○
4	上地洋美		○	14	川満里志		○	24	島尻隆義		○
5	砂川博一		○	15	下地勇徳	職務代理	○	25	奥浜健		○
6	渡真利等		○	16	下地昇		○	26	喜屋武隆		×
7	濱川清重		○	17	仲里敏夫		○	27	前泊 恵		○
8	下地盛一		○	18	砂川寛裕		○	28	佐久田強		○
9	島尻幸夫		○	19	芳山辰巳		○	29	佐久田寛勇		×
10	上里弘		○	20	長濱国博		×	30	野崎達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎達男

2番委員 下地泰斗 3番委員 棚原文男

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 川満広紀 次長 砂川芳徳 次長兼農政係長 仲間毅
次長兼農地係長 本村博信 主査 楚南満

7. その他の出席者

沖縄県農林水産部宮古農業振興センター(農政スタッフ)

主事 具志堅

開会 14時03分

閉会 16時13分

8. 会議の概要

平成24年10月25日

開会： 14:03

議長 ただ今から平成24年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は26名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、4名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

それでは、2番下地泰斗委員、3番棚原文男委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の砂川芳徳氏を指名いたします。

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は11件でございます。まず、受付番号1番から11番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から11番までは、議案書 13ページから 23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番について、平良久松公民館の東市道添えに50m南に有り譲受人の自宅と隣接しており、さとうきびの苗畑として利用する。2番については、宮古徳州会病医院市道添えに南へ500m左現在土地改良整備地区です。

3番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良久貝集落南、久貝墓地団地より南へ約500mに有り周囲は、土地改良、かんばい事業も済んでいる地域でさとうきびと草地在り、さとうきび栽培を予定しています。

4番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

下地地区高千穂集落のタカツンヤ(ペンション)北200mに有り闇小作の解除で周囲は、土地改良、かんばい事業も済んでいる地域でさとうきびとサツマイモ畑が広がり、さとうきび栽培を予定しています。

11番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

伊良部地区佐和田漁港の北に位置し土地改良整備済で、周囲は、さとうきび野菜が作付けされています。当地においては、野菜(カボチャ)を予定しています。

15番委員 受付番号6番7番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番は、平良地区市営上原団地の南約200mに有り周囲は、住宅で囲まれており譲受人の自宅と隣接しており、野菜を栽培予定です。7番は、平良福山地区から西の大福農場の南約500mに位置し周囲は、土地改良整備済でさとうきび栽培で当地もさとうきびを予定しています。

13番委員 受付番号8番9番について、現地調査の結果を報告いたします。

8番について、平良トリバー地区への取り付け道路の東に有り現在遊休地となっておりますが譲受人が開墾して、さとうきび栽培の規模拡大を行う。9番について、県立宮古工業高校入り口、交差点を西に200mに有り譲受人の自宅と隣接している。

23番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良更竹病院の東約100mに有り周囲は、サトウキビ畑でさとうきびと葉たばこ栽培の規模拡大を予定している。

24番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺地区地下ダム資料館西約200mに有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)は、4件でございます。まず、受付番号12番から15番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号12番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から15番までは、議案書24ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

宮古空港を南へ390号との交差点手前100m左に有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

19番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。

宮古空港を上野地区向け約500m南にカズラミネ集落が有りその南50mに位置し周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑野菜畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

22番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良鏡原地盛地区、地盛公民館の南約100mに有り周囲はさとうきび畑で、当地はさとうきび栽培の準備中でした。受付番号22番と併せて規模拡大です。

25番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺砂川小学校北、下北集落の東に有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑で受付番号25番と併せてさとうきび栽培開始です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)受付番号12番から15番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は、12件でございます。まず、受付番号16番から28番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号16番から28番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号16番から28番までは、議案書28ページから40ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)受付番号16番から28番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを全員賛成ですので、原案とおりに決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについてを議題とします、3件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

委員 【議案第2号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権の設定)は、4件でございます。まず、受付番号 1番から4番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から4番朗読説明内容省略、別紙議案書参照、】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺仲原集落より東海岸へ向け約500mに有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

19番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

上野豊原地区市営豊原団地の南約500mに有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑で所有権移転受付番号2番と併せてさとうきび栽培の規模拡大です。

21番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

伊良部佐良浜地区牧山展望台北西約300mに有り周囲は、サトウキビ畑でさとうきび栽培の開始です。

24番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺字新城地区集落の北約500mに有り周囲は、サトウキビ畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

18番委員 受付番号4番について、利用期間1年5ヶ月とありますが期間が短いようですがその理由をお聞かせください。

事務局 現在病気療養中であり農業への復帰時期を考慮してその期間を両者、了承により設定しました。ほかに、質疑ありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(賃借権の設定)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、3件でございます。まず、受付番号1番から3番までのご説明いたします。

【議案第4号、受付番号1番から3番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺比嘉集落センターより東南約500mに有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑でさとうきびと葉たばこ栽培の規模拡大です。

19番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

上野豊原地区市営豊原団地の南約300m、に有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑で利用権設定受付番号2番と併せてさとうきび栽培の規模拡大です。

24番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺吉野集落センターより南約400m、に有り周囲は、土地改良整備、かんばい事業済みでありサトウキビ畑でさとうきび栽培の規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

休憩: 15:24

再会: 15:32

次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、5件でございます。まず、受付番号 1 番から5番までのご説明いたします。

【議案第5号、受付番号 1 番から5番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号 1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員

現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される5条許可申請の現場調査を平成24年10月18日午後2時から3時30分まで行いました。調査委員は2番委員私、下地と3番委員棚原文男委員、野崎会長、事務局から川満局長、砂川次長の5人で行いました、初めに事務局で今回の調査内容等の説明を受け5条4件の現地調査を城辺地区平良地区の順に行いました。特に違反は、見受けられませんでした。

受付番号1番の現場状況を説明いたします。

城辺友利集落センター南約300m、集落と原野の境にある。農地の広がりには集落の南に位置し、南は石積みで段差が有り東から北、西へと原野と集落の間に有り約10ha未満の農地の広がりである。住宅の広がり友利集落内の住宅密集地との連単となっています、農地の区分は、第2種農地、宅地と原野及び段差で分断され10ha未満の農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員

受付番号2番の現場状況を説明いたします。

平良西仲宗根東添道集落内に位置し北東には植物園が有り、南には、宮古市民球場があるその中間にあります。農地の広がりには、集落の東に、約10ha以上の農地の広がりがある。集落の広がりには、東添道集落内住宅密集地となっている。農地の区分としては第1種農地、10戸以上の集落に接続する住宅と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なし》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
つぎに受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番の現場状況を説明いたします。

平良西仲宗根中添道集落内に位置し南東には、宮古市民球場があり、南にあさつゆの里会館(添道集会場)を中心とした集落内に位置する。農地の広がり、集落の西に、約10ha以上の農地の広がりがある。集落の広がり、中添道集落内、住宅振興地となっている。農地の区分としては第1種農地、10戸以上の集落に接続する住宅と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なし》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
つぎに受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号4番の現場状況を説明いたします。

平良久松地区の入り口宮国モータースより南へ約30mに有り、住宅密集地となっており農地の広がりはない。住宅の広がり、久松久貝集落内で住宅密集地となっている。第3種農地、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていると判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
つぎに受付番号5番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

11番委員 伊良部地区の現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される5条許可申請の現地調査を平成24年10月17日午前10時から11時まで行いました。調査委員は11番委員私、玉元と27番委員前泊恵委員、伊良部庁舎農林水産室、前里調整官の3人で調査いたしました当日は、台風21号に影響で海は荒れており定期船の欠航状態でした。事務局と伊良部庁舎との連携においてスムーズな調査ができました、伊良部庁舎で今回の調査内容等の説明を受け5条1件の伊良部地区の現地調査を行いました。特に違反は、見受けられませんでした。

それでは、受付番号5番の現場状況を説明いたします。

伊良部地区、渡口の浜休憩所より東へ、県道添えに300m右に有り、周囲は原野で南は海がある。県道を挟んで北に農地はあるが、石積みの段差で分断され東と西は原野で南は海に分断されている。住宅の広がりはない。農地の広がり、第2種農地、周囲は原野と段差に分断された10ha未満の農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なし》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

全員賛成ですので、日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号土地改良法第52条第8項の規定による大代原地区及び入江西地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 土地改良法第52条第8項の規定による大代原地区及び入江西地区土地改良事業本換地計画についてをご説明いたします。

【議案第6号、朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上で報告の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

休憩： 16:06

再会： 16:10

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なし》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第6号土地改良法第52条第8項の規定による大代原地区及び入江西地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することに異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして、宮古島市農業委員会 第11回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会： 16:13

平成24年10月25日

会長代理	野	崎	達	男
2番委員	下	地	泰	斗
3番委員	棚	原	文	男